

「カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則案」に関する意見

カジノ管理委員会事務局意見募集担当 宛

1 はじめに

当会は、これまで繰り返し、国に対し実効性のあるギャンブル依存症対策を求めるとともに、カジノを解禁した場合の暴力団対策上の問題、マネー・ロンダリングの危険、青少年等への悪影響、とりわけギャンブル依存症拡大の重大な懸念があることなどを理由に、カジノ解禁に反対するとともに、特定複合観光施設区域整備法（以下、「IR整備法」あるいは「法」という。）の廃案を求め、同法の成立後も同法の廃止を求めてきた。

IR整備法で新設されたカジノ管理委員会が定める今回の規則案は、政府が国会で説明してきた‘世界最高水準のカジノ規制’とは到底言えず、当会がこれまで指摘してきた懸念も全く払拭されていない。以下、特に問題が重大だと思われる点に絞って意見を述べる。

2 施行規則案第9条はカジノ施設の巨大化を認めるもので問題であること

IR整備法は、シンガポールの例を参考にしながら都合の悪いところは除外し、カジノ施設の面積の上限値を設けず、IR全体の3%以下とするのみで、IR施設全体の面積を拡げればカジノ施設の面積をいくらでも拡大することを容認するものであって、そもそも不備がある。

そして、カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則案（以下「施行規則案」という。）第9条は、法第41条第1項第7号で定めるカジノ施設の「床面積」から除外する部分を広範に定め、チップの交付のための室やバウチャー払戻機を設ける部分、通路等、カジノ施設にとって不可欠のものであっても賭博機を置いている部分以外はカジノの「床面積」に含まれないものとして過少にする規定となっており、3%の縛りをさらに緩和しようとしている。

賭博機の設置や利用そのものに使用されるスペースでなくても、通路部分や美術品の展示スペース等も含めて一体としてカジノ施設として機能している以上、カジノ施設の「床面積」から除外すべきではない。

3 入場規制等ギャンブル依存症予防のための措置が極めて不十分であること

IR整備法は、依存症対策としてカジノ施設への入場回数制限や入場料を定めるが、入場回数制限は週3回（72時間連続も可能）、月10回の入り浸りともいふべき入場を許す内容であり、入場料も6,000円にとどまり、また、射幸性の抑制や掛け金額の制限もなく、そもそも依存症対策として極めて不十分である。

今回の施行規則案においては、入場者の申出や入場者の家族その他の関係者からの申出

による入場制限が設けられているが、入場制限措置開始後 1 年を経過すれば本人の希望により入場制限を終了することができるなどとされているなど（施行規則案 44 条 2 項 5 号、同条 3 項 8 号）、これらの点に関する実効性ある手当が全くなされておらず、依存症予防は全く期待できない。

4 「特定資金貸付業務」の危険性が全く解消されていないこと

I R 整備法は、カジノ事業者がカジノ利用者に対してカジノ資金を貸し付けることができる「特定資金貸付業務」を認めているが、既存の公営ギャンブルやぱちんこには一切認められていないのであり、このような事業はギャンブル依存症を増加させる恐れが極めて大きく、そもそも許容できない。また、年収の 3 分の 1 を上限とする貸金業法の総量規制のような規制もなく、過剰貸付をもたらす恐れも大きい。

この点、I R 整備法において、特定資金貸付の対象は外国人客のほか規則で定める金額以上の金銭をカジノ事業者に預け入れている者とされているところ、施行規則案 78 条は、金銭の預入れの最低額を 1000 万円としている。しかしこれでは老後資金の貯え等により自己資金で準備できる国民も相当程度存在し、また、企業経営者等であれば金融機関からの貸付によって準備できる金額であり、貸付の対象となる層は相当広く歯止めにならないと言わねばならない。

また、施行規則案 83 条 1 項は、返済能力に関し、カジノ事業者が、カジノ利用者の年収、預貯金、特定資金貸付契約に基づく債務の状況、これ以外の借入の状況を調査しなければならないとしており、また、同条 2 項では源泉徴収票の確認も求めている。上記のとおり貸金業法の総量規制のような規制がなく、法 86 条によりカジノ事業者が貸付限度額を預け入れた 1000 万円の額に縛られずにカジノ利用者ごとに自由に設定でき貸し付けできる以上、カジノ事業者は信用情報を使って特定資金貸付を受けるカジノ利用者の返済能力ギリギリまで貸し付けることができることになり、カジノ利用者がギャンブル依存症に陥る危険を助長するとともに、借金漬けで資産を失うリスクを高めることになる。

そもそも「特定資金貸付業務」自体が極めて危険な制度であり、その導入に強く反対するところであるが、特に貸付額の上限規制がない点や金銭の預入れの最低額を 1000 万円と定めることが低額に過ぎる点は極めて問題が大きい。

5 広告及び勧誘の規制が極めて不十分であること

カジノの広告のあり方は、ギャンブル依存症発症の環境要因の一つと指摘されている近接性（物理的・心理的近接性）に直結するものであり、実効性あるギャンブル依存症対策を目指すのであれば、厳格な広告規制を定めるべきである。

しかし、I R 整備法は、カジノ広告が可能な地域について規制を設けるものの、インターネットその他の媒体を通じた広告を規制しておらず、規制としてそもそも不十分である。

そして、施行規則案 105 条は、法 106 条 5 項が定めるカジノに関する広告や勧誘に関する規制の内容を具体化し、二十歳未満の者がカジノ施設に入場してはならない旨の表示や音声を明瞭にすることや、ギャンブル依存症との関係について注意を促すために必要なものとして「カジノ行為にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じるおそれがある旨」とすることを定めるだけで、ギャンブル依存症の恐ろしさを伝える内容とは程遠く、近接性を除去するようなものではなく、全く実効性がない。

6 まとめ

カジノ解禁は、政府において成長戦略の一環として位置づけられ、訪日観光客の増加を目指して推進されたものであるが、誘致自治体等の試算によるとカジノ利用客の多くが国内客であることがもともと見込まれていた。そして、新型コロナウイルス感染が国内外で拡大する中、海外からの観光客の回復の見通しは立っておらず、カジノ施設を開設した場合の利用者は日本国内の国民、住民で占められる可能性がいつそう高まっている。

当会は、ギャンブル依存症拡大の重大な懸念があること等を理由に I R 整備法の廃止を求めてきたところ、今回の施行規則案は、当会が指摘してきた懸念を何ら払拭しないまま I R 整備法の内容を具体化するものであるから、本施行規則の制定に反対し、I R 整備法の施行に反対する。

2021 年 4 月 30 日

宮崎県弁護士会 会長 谷口 渉